



八 監 第 2 0 2 号

令 和 6 年 8 月 2 1 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和4年度監査（上下水道局）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和5年8月21日付け八監第213号により提出した令和4年度監査（上下水道局）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
上水道課	要望事項	1 村上地区等における水道水の濁り水の発生に係る対応について 【所見】 村上地区等における水道水の濁り水の発生については、八千代市水道施設再構築基本計画に基づき、令和元年度から継続事業で実施していた村上給水場の施設改良工事において発生した事案であるが、今後も浄・給水場の統廃合を視野に入れた改良工事等は計画的に行われることとなっている。 このことから、村上地区等における水道水の濁り水の発生の原因究明を行うとともに、今後の浄・給水場における改良工事等を行う上での再発防止に努められたい。 【措置内容】 村上地区等における水道水の濁り水の発生に係る対応として、水張試験における濁り水の原因、準備から実施までの経緯を検証した結果を基に、今後の浄水場の統廃合における改良工事を行ううえでの再発防止に向け、工事や試験の際に不測の事態が発生した場合にも濁り水を発生させない手順を確立するとともに、万が一の事故発生の際には、最小限の被害とするよう対応してまいります。